

英国の現行会社法下に於ける Joint Stock Company

永田 數夫

I はしがき

Joint Stock Company に関して、米国の joint stock company (連帯株式会社) と英国の joint stock company (近世的株式会社) とは区別して取扱われるべきであるというのが、筆者の見解であった。茲に、英国の joint stock company を書くに当り、以前より十分に英書を研究した後で、確認と修正の2つをはしがきに於て書きたいと思う。

先ず確認の方であるが、米国に於ては、joint stock company (連帯株式会社) と (business) corporation (株式会社) とは、はっきり異った2個の企業形態であることは、米国経営学者全員の共通の見解である。全ての企業形態の排列にも、別個の企業形態として分離して論じてある。joint stock company を以て、所謂株式会社を指す者は、1人もいない。株主有限責任の株式会社は、(business) corporation, stock corporation, incorporated company であり、株主無限責任の連帯株式会社が joint stock company である。米国に於ては、この点はっきりしている。

次に修正の方であるが、英国に於ては joint stock company の把握の仕方に、法学者や経営財務論者の把え方と、総論的経営学者や経済学者の把え方とに、差異があることである。英国の会社法、法学者は、joint stock company を旧法下の株式会社、即ち、筆者の近世的株式会社と法定し、株式会社は法規用語として company limited by shares を、論究には (business) corporation 又は limited company を用いる。之は会社法条文に明記の区別であり、この区別もはっきりしている。英国の経営財務論者も、「会社法」(Companies Act),

「借入（統制及び保証）法」(Borrowing (Control and Guarantees) Act), 「借入統制規則」(Control of Borrowing Order), 「財務法」(Finance Act) 等の法の規制を受ける事項が多い故に、略々同様である。現在 joint stock⁽¹⁾ company なる用語には、殆どお目にかからない。

然るに、総論的経営学者及び経済学者は、株式会社をいう場合に joint stock company という用語も用いる様である。この分野に於ては、法定の company limited by shares という用語は全く用いられず、アダム・スミス以来の用語 joint stock company, 或いは limited company, incorporated company 等が用いられる様である。筆者は以前の稿にてチェインバーズ(R.J. Chambers)のみがこの joint stock company を用いると書いたが、彼以外にも総論的経営学者、経済学者は用いている様である。1929年のアシュリー(W.J. Ashley), 1931年のロビンソン(E.A.G. Robinson) 等もである。のみならず、昨年入手したハンソン(J.L. Hanson)の「経済学及び商業辞典」(“A Dictionary of Economics and Commerce,” 1969)にも、joint stock company 及び limited company が株式会社として定義されているのである。一方、会社法では、夙に1908年の「会社（統合）法」(“Companies(Consolidation) Act”)に於て、1948年法と同じく、株式会社(company limited by shares)と旧法下の株式会社(joint stock company)とは区別してあり、後者は第Ⅵ篇と第Ⅶ篇にのみ規定してあるに過ぎない。

筆者も、今日1908年法を読んで、若干びっくりしたのである。つまり、英国に於ては、法定の用語は裁判所、法典のみの様で、一般には用いられなかった訳である。勿論、limited companyはこの影響を受けたと思われるが、法で旧法下の（いわば近世的）株式会社と規定区別された所の joint stock company が相も変わらず株式会社として用いられているのである。チェインバーズのみでなかった点、訂正しなければならない所である。只、既述の如く、巨大なる「英国百科事典」(“Encyclopaedia Britannica”)にも、joint stock company は項目が存しない。

実は、はしがきは後の本論文を書き終った後最後に書いているので、その点

も御諒承願いたい。以下の本論攻は、主として英国会社法に基く考察である。企業形態を論じた英国経営学文献が無い、否、筆者が有しないからである。筆者の見た会社法文献は、英国文献としては最も詳しい部類である。

本稿に於ては、現在時点に於ける joint stock company の会社法に於ける地位を論じた。経営学には、法学的分析も隣接科学として必要であろう。特に企業形態に関しては、例えばアシュリィも経営企業の法的組織を講じていた。米国の尊敬すべき経営学者、故デューイング (A.S. Dewing) も、英国会社法文献は見ていたと筆者は断定出来るに至った。英国会社法文献中、特に筆者は有名な法学者パーマ (Francis Palmer) の⁽²⁾継続版に惹かれたが、このパーマが生前9版 (引用は第21版) 全部の序文に掲げた句を以て、はしがきを終ろう。

「著者は、本書を、実際に法律家及び法律研究者に対してのみならず、また一般に実業家に対して有用たらしめるべく努力して来た。蓋し、今日、取締役、株主、役員、顧客、債権者、又は其他として会社に関心を有する莫大な数の人人に注目するならば、会社法のある知識を取得するという課題から逃れることが出来る実業家は、殆どないのである。」

II 英国の現行会社法たる1948年会社法

英国に於ける joint stock company (近世的株式会社) の現行会社法の下に於ける地位、取扱いは如何かを考察する。之が、英国の経営学文献、其他に於て joint stock company なる用語が、現在稀に見る用語となった理由を説明するものである。現在の英国に於ける会社法の主体をなすものは、1948年の会社法 (Companies Act 1948) である。勿論、1967年7月27日に国王の承認 (royal assent) を受けた所の、1967年会社法も制定されたが、之は会社法の一部改訂の法律である。これは、1962年に報告書を提出したジェンキンス委員会 (Jenkins Committee) の⁽³⁾勧告の実施の第一段階である。同委員会は、概して、現行法はよく作用して来たし、従って、会社に依る情報の公開 (disclosure of information) に関してを除き、その勧告の殆どが法律の大なる変化を意見しないという見解をとったのである。1967年の会社法は、この公開に関する勧告を

採用しているし、これは若干の点に相当拡張している。

1967年会社法の第1篇 (Part I) は「一般に会社に関する法律の改訂」であり、その第1条は「本法のこの篇に於ては、「主たる法律」(“the principal Act”) は、1948年の会社法を意味する。」と述べている。第2条が1948年会社法にて認められていた「免除有限会社」(“exempt private company”)⁽⁴⁾の廃止であり、第3条以下会計、監査、取締役の報告書、取締役、配偶者、子供のある特権付売買 (options) の罰則化とある重要な諸事実の公開を確保する為の規定、無制限の議決権を有する株式資本への実質的個人的持分の公表を確保する為の規定、検査、会社の登記変更、其他の改訂、補足的規定が内容である。

同法第2篇は、保険会社に関する法の改訂であり、第3篇は会社の帳簿の検査であり、第4篇は組合企業規定の改訂であり、第5篇は金融業者規定の改訂であり、第6篇は雑則である。

換言すれば、1967年会社法は、既述の如く免除有限会社を廃止している(第2条)し、全ての有限責任会社 (limited company) に会計を登記することを要求している(第47条)が、ある有限責任会社に、この要求を回避する為、無限責任会社 (unlimited company) として登記変更することを認可している(第43条)。更に諸情報が会計に於て要求される(第3条—第12条、及び第1及び第2表)し、取締役の報告書は第1に重要な書類となって来る(第15条—第24条)。より厳しい規定が取締役の会社への持分及びそれに関する公表に関して賦課される(第25条—第32条)し、ある大きい額の持株の公表が要求される(第33条—第34条)。ある会社の権限を調査する通産庁 (Board of Trade)⁽⁵⁾の権限は拡張される(第35条—第42条、第109条—第118条)し、新しい会社の無責任な形成を阻止する為に、登記に対する料金が実質的に増加されている(第48条及び第3明細書)。同法の大部分は、保険会社(第58条—第108条)、組合企業(第119条—第122条)、及び金融業者(第123条—第125条)に関する特殊規定に献げられている。序に注目すべきは、組合企業 (partnership) に関する次の改訂である。銀行業組合企業の形成は、1948年会社法第429条にて構成員10人以上を以ての形成は禁止されていたが、この禁止が排除された。同様に、其他の組合企業の形成は、1948年

法第 434 条にて構成員 20 人以上を以ての形成は禁止されていたが、この禁止が排除された。合資会社 (limited partnership) の形成は、1907 年の合資会社法 (Limited Partnerships Act) の第 4 条にて構成員 20 人以上を以ての形成は禁止されていたが、この禁止が排除された。

大局的観点から 1967 年会社法を見た場合に、次が云われる。凡ゆる株式会社 (companies limited by shares) は、その会計を公表しなければならないという原則が採用されたし、また初めて、国家的利益ないし持分 (national interest) の用語に於てのみ正当化され得る所の諸条項が制定せられた。会社は取締役、株主、及び債権者の単一関心事であることを熄めたともいわれる。ともあれ、之は 1948 年法の部分改正である。

以上、1967 年会社法に関し触れたが、此は英国の現行会社法の主法は 1948 年会社法であることを指摘する為であった。

この現行会社法たる 1948 年会社法は、1948 年 6 月 30 日に制定されたもので、次の諸法の大なる統合法 (consolidation act) である。それは、1945 年発表された所のコーヘン委員会 (Cohen Committee) の報告書に基礎付けられたものである。⁽⁶⁾ この委員会の諸勧告の大多数は、議会に依り、1947 年会社法に制定された。1948 年会社法は、1929 年の会社法、1947 年の会社法 (会社名称の登記、破産及び単位信託 (unit trust) に関する詐欺予防に関するその諸規則以外の)、及び前述法を修正する其他の諸法を統合する為の法律であった。⁽⁷⁾

コーヘン委員会により提案された改革は、断乎且つ深遠たるものであった。改革の目標は、同委員会報告書の用語に於て、2 通りであった。第 1 に、「正当に要求されるのと同様に、多くの情報が関係会社の株主及び債権者と一般大衆との双方に利用可能とされるであろうことを確保する為に、能率的且つ正直な方法にて……行使せられる所の経営に対する不当な拘束を設定すること」、第 2 に、「株主が彼等の会社の経営に対しより有効なる一般的統制を行使することをより容易ならしめる方法を見出すこと」であった。

1948 年改革の著しい特徴は、会社の公共的会計説明責任 (public accountability) に対する強調であった。貸借対照表秘密の評価された特権は僅かに免

除有限会社 (exempt private company) に対してのみ利用可能とされたが、其他の有限会社、特にその株式が公開会社 (public company) に依り保有された所の有限会社ないし非公開会社は、その貸借対照表を公表せねばならなかった (第129条)。一般的に認識された会計説明責任 (accountability) は、法的力を与えられたし、また貸借対照表と損益計算書の作成に於て適用されねばならなかった (第Ⅷ明細書)。

連結 (財務諸表) 会計ないし集団勘定 (group accounts)⁽⁸⁾ が、相互連結会社 (inter-connected companies) に対し要求された (第150条—第154条) し、また原則として専門的資格が監査役に対し要求された (第161条) が、取締役に対してその独立性が強化された (第160条—第162条)。更に、1948年法は、少数者の保護 (第210条) と会社の業務の調査を命ずる通産省の権限 (第164条—第175条) を拡張した。

また、初めて、株主が総会に於て取締役の在任期間の経過以前に取締役を解任する権限を与えられた。但し、かかる解任は会社の彼との勤務契約の1違反を構成するか、或いは定款に反するかもしれないけれども、彼の役職喪失に対する、或いは契約違反に対する損害賠償に対する彼の権限は留保された。流動担保 (floating charges) に関連する1948年の規定は、1961年の会社流動担保 (スコットランド) 法 (the Companies (Floating Charges) (Scotland) Act 1961) に依り、スコットランドへ拡張された。

従来 of 会社法に対する1948年法の改革的特徴を挙げたが、之のみにては会社法の内容がつかめないであろうので、1948年会社法の内容構造を列挙すれば次の通りである。

第I篇 会社設立と附随事項

会社覚書 (第1条—第5条)

会社定款 (第6条—第10条)

覚書及び定款の形式 (第11条)

登記 (第12条—第16条)

会社名称に関する規定 (第17条—第25条)

会社の構成員 (第26条—第27条)

有限会社 (第28条—第30条)

法定最小限以下への構成員の減少 (第31条)

契約其他 (第32条—35条)

書類の認証 (第36条)

第Ⅱ篇 株式資本及び社債

目論見書 (第37条—第46条)

割当 (第47条—第52条)

手数料及び割引料, 其他 (第53条—第54条)

公衆に対する株式又は社債の提供の解釈 (第55条)

打歩及び割引株式及び償還優先株 (第56条—第58条)

株式資本に関する雑則 (第59条—第65条)

株式資本の減資 (第66条—第71条)

株主権利の変更 (第72条—第85条)

社債に関する特別規定 (第86条—第94条)

第Ⅲ篇 担保の登記

会社登記官吏への担保の登記 (第95条—第102条)

会社の担保登記及び担保創造書類の写しに関する規定 (第103条—第105条)

第ⅢA篇 担保の登記 (スコットランド) (第106A条—第106K条)

第Ⅳ篇 経営及び管理

登記された役職及び名称 (第107条—第108条)

営業開始に対する制限 (第109条)

構成員の登記 (第110条—第118条)

自治領登記 (第119条—第129条)

總會及び手続 (第130条—第146条)

会計及び監査 (第147条—第163条)

検査 (第164条—第175条)

取締役及び其他役員 (第176条—第204条)

役員を責任から解放する定款又は契約中の規定の回避 (第205条)

整備及び更生(第206条—第209条)

少数者(第210条)

第V篇 解散

序(第211条—第217条)

裁判所に依る解散(第218条—第277条)

自発的解散(第278条—第310条)

解散は裁判所の監督下にあること(第311条—第315条)

凡ゆる解散方法に適用可能の規定(第316条—第365条)

第VI篇 破産管財人及び管理人(第366条—第376条)

第VII篇 以前の諸法下に設立若しくは登記された会社に対する法の適用

(第377条—第381条)

第VIII篇 本法の下に登記する権限を賦与されたる本法の下に設立されたるに非ざる会社(第382条—第397条)

第IX篇 非登記会社の解散(第398条—第405条)

第X篇 大ブリテン⁽⁹⁾外部にて設立された会社

大ブリテンに営業場所設定に関する規定(第406条—第416条)

目論見書(第417条—第423条)

第XI篇 登記に関する一般規定(第424条—第428条)

第XII篇 銀行及び保険会社、及びある団体、組合企業及び非登記会社に関する雑則

銀行及び保険会社に関する規定(第429条—第433条)

20人以上の構成員を有する組合企業の禁止(第434条)

本法のある規定の非登記会社への適用(第435条)

第XIII篇 雑

記録簿書式其他(第436条)

文書の用役(第437条)

違反(第438条—第446条)

法的訴訟手続(第447条)

通産省に関する一般規定 (第451条—第454条)

補足 (第455条—第462条)

明細書 (Schedules)

第1明細書 (A表 (Table A)—E表)

以下

第18明細書に至る

序に附言すれば, joint stock company (近世的株式会社) 並びに Joint Stock Company Act なる用語は, 前述会社法の中には第Ⅷ篇及び第Ⅷ篇以外には見出せぬものである。また, 1948年会社法は1929年会社法, 1947年会社法, 其他関連法規の統合法であると述べたが, この1929年会社法は, 1908年会社法と1917年会社法, 1928年会社法を統合したものであった。この1908年の会社(統合)法 (the Companies(Consolidation) Act 1908) は, 1862年会社法, 1862年乃至1908年間に承認された諸会社法 (18以上の改正法), 1907年会社法, 其他の関連法規を統合したものであった。

この始めて会社法という名称が誕生した1862年 (11月20日) の会社法は, 1856年の「近世的株式会社法」(Joint Stock Companies Act) と, 相当数の他の諸法, 就中, 1856年乃至1862年間に承認された5つの法を統合したものであった。この1856年の「近世的株式会社法」(Joint Stock Companies Act), は1844年の Joint Stock Companies Act——この法では株主有限責任の特権は認められず構成員は原則として無限責任であった——と 1855年の「有限責任法」(the Limited Liability Act 1855) の改訂形態とも一つの法を統合したものであった。この1844年の Joint Stock Companies Act は, 一般に利用困難であった1837年の「勅許会社法」(Chartered Companies Act) に対し, 初めて登記に依る joint stock companies の設立を認めた法を議会在承認したものである。この1837年の勅許会社法の12年前, 1825年の「泡沫会社等法」(the Bubble Companies, etc., Act) を以て1720年以来の「泡沫法」(Bubble Act) ——別名「王立取引所及びロンドン保険会社法」(Royal Exchange and London Assurance Corporations Act)——が廃止された。英国法学は, 1825年に近代的会社法の

歴史が始まったとするのである。詳細は歴史に譲るが、現行会社法と Joint Stock Companies Act の関係を示す為に、一言附加した。

III 英国の企業形態

本稿の論題たる英国に於ける joint stock company に入る前に、も一つ英国の企業形態を寸見することとする。英国の企業形態は、米国及び日本とは若干異った特異の企業形態も存するし、これは別に企業形態として詳論するつもりである。従って、茲に於ては前項英国会社法と同様、joint stock company が近世的株式会社である証明の為の証左として、簡単に示すこととする。

筆者が嘗て述べた如く、現在時点に於ける企業形態としては、英国の法学、経営財務に於ては joint stock company なる名称は之を見出すことが出来ないのである。然らば、この会社形態は挙げられる企業形態のどれに属するのか、換言すれば、現在時点に於ける joint stock company の地位、特に、法的立場からの地位如何。之は、次項に於て考察することとする。

企業形態は、広狭種々に区分出来るものである。厳密な意味の企業形態 (Unternehmungsformen, forms of ownership organization, types of ownership) は、非企業経営を含まないという点にては、経営形態 (Betriebsformen, forms of business organisation) よりも狭い。或いは、企業形態は、非会社の企業を含むという点にては、会社形態 (forms of companies, types of companies, kinds of companies) よりも広い。

従って、英国の企業形態も、論者に依り広狭種々に区分され、同一論者に於ても種々に区分せられるのである。

1 経営形態

先ず、広い経営形態を見よう。シュミットフ (C. M. Schmitthoff) 及びトンプソン (J. H. Thompson) 編「パーマ会社法」(“Palmer’s Company Law”1968) の第78章に於ける大ブリテンに於ける法的経営(組織)形態 (Legal Forms of Business Organisation in Great Britain) に依れば、次の如きである。現在大ブリテンに於て使用されている法的経営形態は、4大範疇に区分される。

(I) 個人企業 (single traders)

(II) 組合企業及び其他の非株式会社組織の社団 (partnerships and other unincorporated associations)

組合企業 (partnerships) { 1 合名会社 (ordinary partnerships)
2 合資会社 (limited partnerships)

3 非株式会社組織の会社 (unincorporated company)

4 シンジケート及び相互組合 (syndicate and mutual associations)

5 クラブ (clubs)

((6 大なる非株式会社組織の社団で非禁止のもの

(イ) 弁護士, 会計士, 株式仲買人及び株式売買業者の会社 (1967 Act S. 120)

(ロ) 他の国会法に依り形成された社団。例えば共済組合 (friendly societies) (1948 Act S. 434(1))

(ハ) 勅許状 (letters patent) に依り形成された社団

(ニ) 錫坑鉱山会社 (stannaries mining company) の1形態たる原価帳簿会社 (cost-book companies)

(ホ) 相互保険クラブ (mutual assurance club), 建設及び貸付組合 (building and loan society), (少額貯蓄) 共済会 (savings club), 初期の投資信託 (investment trust), 非登記土地会社, 退職恩給基金団 (superannuation fund)))

(III) 準社団法人 (quasi-corporations)

((1 労働組合 (trade unions)

2 大学中央評議会 (universities central council), 戦争災害委員会 (war damage commission), 信託貯蓄銀行 (trustee savings bank)))

(IV) 株式会社ないし社団法人 (corporations)

1 単一社団法人と集合社団法人 (corporations sole and corporations aggregate)

(イ) 単一社団法人 ((君主 (sovereign), 牧師 (parson) 等))

- (ロ) 集合社団法人 ((登記会社 (registered company)))
- 2 慣習法に依り設立された株式会社 (corporations incorporated by the common law)
- 3 国会の法に依り設立された株式会社 (corporations incorporated by Act of Parliament)
 - (イ) 私法(又は地方法)に依り設立された株式会社 (corporations incorporated by private(or local) Act)——成文法乃至法令会社(statutory companies)
 - (ロ) (特殊)公法に依り設立された株式会社 (corporations incorporated by (special) public Act)——公社ないし公企業(public corporations)
 - (ハ) (一般)公法の下に設立された株式会社 (corporations incorporated under a (general) public Act) ——登記会社 (registered companies)
- 4 国王勅許に依り設立された株式会社 (corporations incorporated by royal charter)
- 5 命令に依り設立された株式会社 (corporations incorporated by prescription)
- (V) 特殊型式の経営組織 (specialized types of business organisation)
 - 1 会社とは異なる経営形態 (forms of business different from companies)
 - (イ) 建築共済組合 (building societies)
 - (ロ) 勤勉節儉共済組合ないし協同組合 (industrial and provident societies)
 - (ハ) 共済組合 (friendly societies)
 - (ニ) 信託貯蓄銀行 (trustee savings banks)
 - (ホ) 単位信託 (unit trust)
 - (ヘ) 原価帳簿会社 (cost-book companies)
 - (ト) 労働組合 (trade unions)
 - (チ) 同業組合ないし業界団体 (trade associations)
 - 2 特殊種類の会社 (special kinds of companies)
 - (イ) 銀行 (banks)

(ロ) 保険会社 (insurance companies)

上述の中()の部分は筆者が記述中より取上げたもので、之を省略すれば重複はなくなるかとも思われるが、若干区分重複するものも見受けられる様である。英国の企業形態は別に詳論するので、単に項目のみを述べた。

所で、本題の joint stock company は、何れに入れらるべきであろうか。現存の joint stock company——勿論、後述の如く、旧法 Joint Stock Companies Act にて設立の近世的株式会社 (joint stock company) も、1948年会社法の下にて登記を許され奨励されているので、登記したものは既に joint stock company でなくして現存株式会社 (corporation, company limited by shares) となつて居る筈である——は 1948 年会社法の下にて未登記の joint stock company であるので、その中の勅許 joint stock company は勅許株式会社 (IV4) (之も厳密に云えば、慣習法株式会社 (IV 2) に入るとパーマが云う通りである)⁽¹⁰⁾ に該当することとなり、その中の勅許会社でないものは、非株式会社組織の会社 (II 3) に該当することとなるであろう。然し乍ら、非株式会社組織の会社ないし社団組合は、1948 年法第 429 条に依り構成員 10 人以上の未登記会社、社団は銀行業を営むことを禁止され、同第 434 条に依り構成員 20 人以上の未登記会社、組合は営利目的を以て如何なる業務 (銀行業を除く) も遂行することは出来ないと、非株式会社組織の社団を禁止している。これは 1967 年会社法にて、この構成員数に依る禁止の上述 2 条文は廃止となり、大なる非株式会社組織の社団も会社法上認められたことに変つた。従つてこの (II 3) に該当することとなるであろう。これは、全く筆者の見解にて、会社法に出てないことは勿論、英国の法学者も全く述べていないのである。

2 会社型式

次に、1948 年及び 1967 年会社法の下に登記可能の会社種類を考察してみることにする。「パーマ会社法」の第 II 編に取上げられている会社形態である。英国会社法に現われる会社形態であり、之も色々に区分することが出来るであろう。

第一の区分は、会社型式 (types of companies)⁽¹¹⁾ に基く区分である。

- (I) 株式会社 (companies limited by shares) (第1条(2)(a))
- (II) 保証会社 (companies limited by guarantee) (第2条(2)(b))
 - 1 株式資本を有せざる保証会社 (第11条(b))
 - 2 株式資本を有する保証会社 (第11条(c))
- (III) 無限責任会社 (unlimited companies) (第1条(2)(c))
 - 1 株式資本を有せざる無限責任会社
 - 2 株式資本を有する無限責任会社

これら会社形式の定義を示すのに、1948年会社法第1条と第2条をそのまま引用してみよう。詳細は、企業形態として別に論ずる。

第1条——(1)何らかの合法的目的の為に結合した7人又は以上の人々、或いは形成さるべき会社が非公開会社 (private company) ⁽¹²⁾ であろう場合には2人又は以上の人々は、誰でも、会社覚書 (memorandum of association) に彼等の名前を署名すること、及び然らざれば、登記に関する本法の要件に合致すること、に依り、有限責任若しくは無限責任の社団法人組織の会社 (an incorporated company) を形成することが出来る。

(2) 斯かる会社は、次の何れかであろう。

- (a) その構成員の責任を、覚書に依り、夫々彼等に依り保有される株式 (shares) に対し未払の額、若しあれば、に有限化せしめる会社 (本法に於て「株式会社」 (“a company limited by shares”) と称せられる); 或いは、
- (b) その構成員の責任を、覚書に依り、構成員がその解散 (its being wound up) の場合に於て、会社の資産に拠出せんと企てるであろう如き額に有限化せしめる会社 (本法に於て「保証会社」 (“a company limited by guarantee”) と称せられる); 或いは
- (c) その構成員の責任に何等の限定を有しない会社 (本法に於て「無限責任会社」 (“an unlimited company”) と称せられる。)

第2条——(1)凡ゆる会社の覚書は、次を述べなければならない。

- (a) 会社の名称 株式会社又は保証会社の場合に於ては、名称の最終の言葉として “limited” を附すること。

- (b) 会社の登記所がイングランドに所在すべきか、或いはスコットランドに所在すべきか;
 - (c) 会社の目的。
- (2) 株式会社又は保証会社の覚書はまた、構成員の責任は有限であることを述べなければならない。
- (3) 保証会社の覚書は、また、各構成員が、構成員である期間中、又は構成員たることを止めた1年以内にそれが解散せしめられる場合に、構成員たることを止める以前に契約された会社の負債及び債務、解散の費用、料金及び経費 (cost, charges and expenses) の支払の為に、又彼等自身の間の出資義務者 (contributories) の権利の調整の為に、特定の額を超えることなく、所要とせられるであろう如き額を、会社の資産に出資せんと企てるということを述べなければならない。
- (4) 株式資本 (share capital) を有する会社の場合に於ては――
- (a) 覚書は又、会社が無限責任会社であるに非ざれば、それを以て会社が登記されることを申請する所の株式資本ないし資本金 (share capital) の額、及びその一定金額の株式への分割を述べなければならない;
 - (b) 如何なる覚書の署名者も、1株以下を引受けることは出来ない;
 - (c) 各署名者は、彼の名前の反対側に、彼が引受ける株式の数を記載しなければならない。

3 会社形態

第二の区分は、会社形態 (forms of companies) に基く区分である。

(I) 公開会社ないし公的公司 (public companies)

(II) 非公開会社ないし私的公司又は有限会社 (private companies) (第28条)

この2形態も、詳細は英国企業形態として別に詳論する。茲には、定義を示すに止めよう。

公開会社 (public company) の定義は、会社法にて示されない。僅かに、第181条(5)項(c)及び第3明細書 (Schedule) に public company なる用語が用いられているに過ぎない。private company に比し、会社法には殆ど用いられて

いない用語であるが、然し会社法が多く適用される普通の株式会社、公開会社である。ハンソン (J. L. Hanson) に依れば、public company は、「今日の最も重要な型式の経営単位であり、それは7人の株主という最小限を有しなくてはならないが、最大限は定められてないし、それは公開的株式発行をなすことが出来る故に、それは大規模生産に所要の巨額の資本を調達することが出来る。public company の株式は、株式取引所上にて売買され得る。その貸借対照表は公表されねばならないし、且つ経営の「公正且つ真実の記録」でなければならぬ⁽¹³⁾。全ての会社は、会社登記官吏に登録されねばならない。」

パーマ会社法は、公開会社 (public company) は、「private company でない所の会社」と定義されるであろうという。public company の本質的なものは、その定款がその構成員の数を制限する、又は公衆に対するその株式又は社債の提供又は譲渡を一般的に排する諸条項を含まないことであるという。株式取引所に於て売買されるのは公開会社の株式及び社債のみであるが、然しその株式及び社債が売買されない所の多数の公開会社もあることに注意しなければならぬ⁽¹⁴⁾。

次に、private company (非公開会社、有限会社) の定義は、1848年会社法の第28条に示されている。これを引用すれば、次の通りである。

第28条——(1)本法の目的の為に、有限会社 (private company) なる表現は、その性格に依り次の如き会社を意味する——

- (a) その株式を譲渡すべき権利を制限する；また
- (b) その構成員の数を50人に制限する、但し、この数には、会社に勤務中の人々及び以前に会社に勤務してい乍らその勤務中会社の構成員であった、及びその勤務の終了 (determination) 後会社の構成員たることを継続して来た所の人々、を含まない。
- (c) 会社の如何なる株式又は社債に対しても応募する様公衆に対する如何なる勧誘をも禁ずる。

(2) 2人又は以上の人々が、或る会社内の1株又は以上の株式を共同して保有する場合には、彼等は本条の目的の為に、単一の構成員として取扱われ

るものとする (shall)。

private company に関しても、筆者は英国法学を詳細に研究したが、茲には論題外にて定義に止める。他の定義を見れば、private company は、「全ての構成員に有限責任を享有することを認める所の経営単位の一種類。最小限2人の株主が認められるが、最大限構成員数は50人を超えてはならないし、この中には会社の継続的現在及び過去の従業員は含まない。この会社の場合には、株主は他の株主の承諾なくしてその株式を処分することが出来ないし、又株式に対する応募の為一般公衆に対し勧誘がなされることが出来ない。その会計を公表することを免除されていた所の免除有限会社 (the exempt private company) は、1967年会社法に依り廃止された。此は、斯かる会社の人気あることの主たる理由を取り去った。全ての会社は、会社登記官吏へ登記されねばならない。閉鎖的会社 (closed company) 参照。」⁽¹⁵⁾

序でながら、1948年法の下に於て普通有限会社 (ordinary private company) に対比区分された、この免除有限会社 (exempt private company) の定義を示してみよう。一言にて云えば、登記官吏に対する年次報告書 (annual return) 中に、貸借対照表を含める義務を免除された有限会社ないし非公開会社である。既述の如く、この会社種類は、1967年会社法第2条に依り1968年1月27日以降廃止されたのである。やや旧条文に即し、詳細に云えば、1948年会社法旧第129条・旧第127条等にて仔細に規定された会社である。旧第129条は、①如何なる社団法人も会社の株式若しくは社債の保有者ではないこと、及び保有者以外の者は株式又は社債に持分 (interest) を有しないことという基本条件 (VII明細書) が株式及び社債に持分を有する人々に満足せしめられていること、②社債保有者の数が50人以下 (共同保有者は1人として) たること、③如何なる社団法人も取締役でなく、又会社政策が取締役、構成員、社債保有者又は受託者以外の人々に依り決定されるという取極めがないこと、という3条件(第129条(2))が満足せしめられて来た時にのみ、年次報告書に貸借対照表及びその附属書類 (監査役報告書、取締役報告書、其の他) を附帯さすべき義務 (第127条) を免除される旨の規定である。上述条件を満足せしめてきた会社を、免除有限会社と定

義している。

4 法定の会社種類

第三の区分は、法により認定された会社種類 (kinds of companies) に依る区分である。前項の排列は重複するであろう故に、次の構図がパーマ会社法に挙げられる。

- (1) 公開株式会社 (又は株式会社の公的会社) (public companies limited by shares)
- (2) 非公開株式会社 (又は株式会社の私的会社) (private companies limited by shares)
- (3) 株式資本を有せざる公開保証会社 (public companies limited by guarantee and not having a share capital)
- (4) 株式資本を有せざる非公開保証会社 (private companies limited by guarantee and not having a share capital)
- (5) 株式資本を有する公開保証会社 (public companies limited by guarantee and having a share capital)
- (6) 株式資本を有する非公開保証会社 (private companies limited by guarantee and having a share capital)
- (7) 株式資本を有せざる公開無限責任会社 (public unlimited companies not having a share capital)
- (8) 株式資本を有せざる非公開無限責任会社 (private unlimited companies not having a share capital)
- (9) 株式資本を有する公開無限責任会社 (public unlimited companies having a share capital)
- (10) 株式資本を有する非公開無限責任会社 (private unlimited companies having a share capital)

これ等の外に、次の3つの附加的型式の会社が登記されることが出来る。

- (11) 海外会社 (oversea companies) (第406条—第415条)
- (12) 海峡群島 (Channel Islands) 又はマン島 (Isle of Man) にて設立せら

れ、イングランド及びスコットランドに営業所を有する会社

(13) 1862年11月2日以前に設立された、又は国会の法(会社法以外の)に依り、或いは勅許状(letters patent)に依り、或いは錫坑(stannaries)内部に於て、設立された、或いは法に従い正当に設立され且つ7人又は以上の構成員を有する、ある会社(第382条(1))

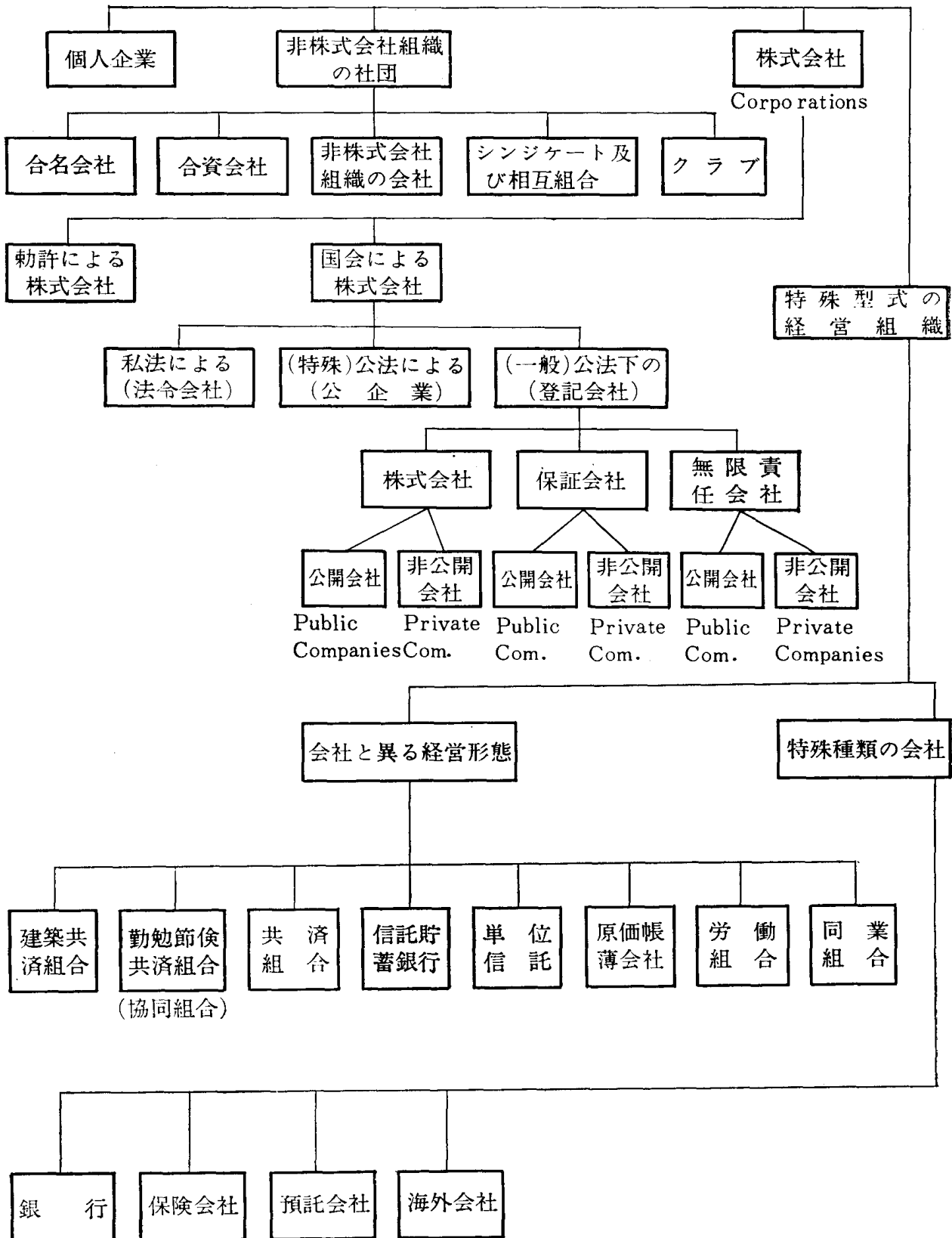
(14) 既に有限責任会社(limited company)として登記された会社は、無限責任会社として登記変更されることが出来るし、又無限責任会社は有限責任会社として登記変更されることが出来る(1967年法第43条—第95条)

以上14の会社種類をも挙げている。この中(4)株式資本を有せざる非公開保証会社と(8)株式資本を有せざる非公開無限責任会社の区分は、会社登記官吏の慣行に従ったものであるという。「パーマ会社法」の第20版に表示せられた反対意見は、斯かる会社は非公開会社(private company)の第28条(1)項(a)により要求される如く、その株式の譲渡を制限することが出来ないという論拠に基づいていたのである。登記官吏の慣行は、正しくその個条は単にかかる制限が定款中に挿入さるべきことを要求するにすぎないと想定している。然しながら、この見解に対しては、株式資本が存しない場合には、斯かる規定は無意味であることが主張され得るのである。

また、(12)項の会社は、今日1862年法が働くに至ることに注意すべきである。更に(14)項に示した1967年会社法第43条—第45条は、無限責任会社から有限責任会社への転換を認めたが有限責任会社から無限責任会社への転換を認めない所の1948年会社法の第16条(1)項を更改するものである。

さて、上の14の会社種類中の何れに現存 joint stock company、(即ち、会社法にて未登記の近世的株式会社)は入るかと言えば、第(13)の会社に該当するであろう。斯くして、英国の企業形態を極めて簡単に述べた所である。分り易い様に、「パーマ会社法」が示す経営形態と「チャールズワース会社法」(“Charlesworth’s Company Law”)⁽¹⁶⁾が示す経営形態を合同した経営形態を図表にて示せば、第1図の通りである。

さて、此等の会社の現存会社を検討すれば、次の通りである。より最近の



{ C, M, Schmitthoff & J. H. Thompson, Palmer's Company Law, 1968, p. 2
 { T. E. Cain, Charlesworth's Company Law, 1968, p. 2

第1図 大ブリテンに於ける経営形態

且つ詳細なる数字は入手していないので、已むを得ない。

現有の勅許会社は、1967年株式取引所公式年報(The Stock Exchange Official Year Book) に依れば、15の勅許会社を記載している。就中、英蘭銀行(the Bank of England)(1694年)、ハドスン湾会社(the Hudson Bay Company)(1670年)、ロンドン保険会社(the London Assurance)(1720)、(スペイン)半島及び東洋蒸汽航海会社(the Peninsular and Oriental Steam Navigation Company)(1840年)、英国南アフリカ会社(the British South Africa Company)(1889年)、英国放送株式会社⁽¹⁷⁾(the British Broadcasting Corporation、この現在勅許は1964年)等がある。また現在主として非貿易株式会社、例えば、勅認会計士協会(the Institute of Chartered Accountants)(1880年)、勅認秘書役協会(the Chartered Institute of Secretaries)(1902年)、弁護士協会(the Law Society)(1825年)等がある。英国放送株式会社は、期間的に限定があり、勅許の有効期限は12年(シュミットフ等に依れば)若しくは10年(ケイン(T.E.Cain)に依れば)である。最初の会社法が出た1862年以前の勅許会社は、設立は joint stock company であろうが、その後会社法の下にて登記したものは勅許株式会社(chartered corporation)、若しくは保証会社若しくは無限責任会社で且つ勅許会社である。従って、現存 joint stock company は、資料不足にて筆者には明確でない。只、米国経営学文献ではハドスン湾会社を唯一の現存の勅許会社たる joint stock company としているが、筆者の見た英国文献にはこの点の記述はない様である。1862年以前の勅許会社の中では、半島及び東洋蒸汽航海会社が joint stock company のままではないかの可能性もあると愚考するが、推測に過ぎない。会社法の下にて登記がなされていなければ、1862年以前のは全て joint stock company の勅許会社である。

私法に依る法令会社(statutory companies)は、ケインに依れば約100社があるが、その大部分は水道会社であるという。然し、シュミットフ等に依れば、1967年株式取引所公式年報は法令会社の現存会社81社、その中37社が水道会社を示すという。他のもの、例えば、保険会社、銀行等も現存しているので⁽¹⁸⁾ある。

公開会社 (public company) と非公開会社 (private company) の現存会社数は、次の通りである。1966年12月31日現在にて、大ブリテンに於て登記せる会社数は、556,259社であった。その中28,999社は清算中又は除籍過程中 (course of removal) にあった。556,259社の中、公開会社は16,473社であったし、非公開会社は539,786社であった。公開会社の中、株式資本を有する公開会社は10,678社であったし、これ等の会社の発行済資本は123億8800万ポンドであった。株式資本を有する多くの非公開会社は、その発行済資本はそれ程多くはなかったであろうという。非公開会社の中、約80%は、免除非公開会社 (exempt private company) であった (年間会社一般年次報告書は、1966年12月31日に終了したものである。) 勿論、免除非開放会社ないし有限会社の資格は、1967年会社法により廃止されたのは既述の通りである。

企業形態は、項目のみにて茲では、本論に参考になる点のみを取上げた所である。次に、本論に戻ってみよう。

IV 英国の Joint Stock Company の現在地位

joint stock company は、現行の主たる法たる1948年会社法に於ては、第Ⅶ篇「以前の諸法下に設立若しくは登記された会社に対する法の適用」(第377条—第381条) と第Ⅷ章「本法の下に登記する権限を賦与されたる、本法の下に設立されたに非ざる会社」(第382条—第397条) の2つの部分にしか見出されないものである。

第377条の冒頭に「現存会社 (existing companies) に対する本法の適用に於て、それは同様に適用するものとする。……」と規定しているが、この「現存会社」とは、Joint Stock Companies Acts, 1862年の会社法 (Companies Act), 1908年の会社 (統合) 法、又は1929年の会社法の下に於て形成せられ且つ登記せられた会社を意味するが、北アイルランド又はアイルランド共和国に於て上述近世的株式会社法、1862年の上述法、又は1908年の上述法の下に登記せられた会社を含まない。」(第455条(1))

joint stock company (近世的株式会社) も、1844年会社法の下に登記する権

限を賦与された会社である。勿論、(a) Joint Stock Companies Acts の下に登記された如何なる会社をも含めて、1862年11月2日に存在していた所の、7人又は以上の構成員から成る如何なる会社も、また(b)1948年法以外の如何なる国会の法、又は特許状に従って、本法の執行以前たると以後たるとを問わず、前述日附以後に設立された如何なる会社も、若しくは錫坑内部に会社である如何なる会社も、若しくは法に従って且つ7人又は以上の構成員から成立つ其他の正当に設立されている如何なる会社も、本法の下に無限責任会社として、或いは株式会社として、或いは保証会社として、如何なる時に於ても登記することが出来る(第382条(1))。之には例外的但書条件があり、主として有限責任たる joint stock company 向きの規定である。無限責任の旧会社は、本条に従うものではなく、また原則として株式会社として登記しないものとする。有限責任の会社は、無限責任会社又は保証会社として登記しないものとする。 joint stock company を含め如何なる会社も、本条に従う登記の前に、構成員の過半数 (majority) の承認を必要とする。

次に、Joint Stock Companies Acts と joint stock company の法定の定義を見よう。「Joint Stock Companies Acts とは、1856年の the Joint Stock Companies Act, 1856年, 1857年の the Joint Stock Companies Acts, 1857年の the Joint Stock Banking Companies Act, 及び Joint Stock Banking Companies をして有限責任の原則に基き形成されることを可能ならしめる法、或いは場合の必要に依りそれ等諸法の何れか1つ又は以上、を意味する、が Act 7及び8 Victoria, 第110章 (chapter) を含まない。」(第455条)

joint stock company の法定定義は、次の通りである。「本法本篇の目的の為に、株式会社 (company limited by shares) としての会社の登記に関する限り、joint stock company は、株式 (shares) へ分割された固定的額の、又一定の額の、又は株式 (stock) として保有され且つ譲渡可能の、或いは一部分はある方法にて、又一部分は他の方法にて分割され且つ保有された、恒久的払込済資本又は名目株式資本を有する、且つその構成員としてそれら株式 (shares)

又はその株式 (stock) の保有者を有する、且つ其他の人々を有しない、という原則に基き設立せられた会社を意味するし、斯かる会社が本法の下に於て有限責任と共に登記せられた時には、株式会社 (company limited by shares) であると考えられるであろう。」(第383条)

この定義は、1848年会社法第Ⅷ篇の目的の為の定義であるが、それにしても有限責任か無限責任かに関しては全く定義中に存しないのである。然し乍ら、前に述べた如く、1844年の Joint Stock Companies Act までは構成員の無限責任を規定したが、1956年の Joint Stock Companies Act に於て始めて構成員が有限責任たることを法定——1855年の「有限責任法」(“the Limited Liability Act”) を代替した法律——したのである。勿論、東印度会社 (East India Company) のみは、有限責任の特権が勅許されたものであったが、他は無限責任の時代が続き、1825年の「泡沫会社等法」(Bubble Companies, etc., Act (4 Geo. 4, c 91) に国王に有限責任賦与の権限を与えたが、実際に有限を認可されたのは申請会社中1社のみで、実態は無限責任であった。これは以前にも書いたし、英⁽¹⁹⁾国歴史にても取扱うこととする。

所が、1948年会社法で Joint Stock Companies Acts というのは、1856年 Joint Stock Companies Act 以降の同法をいうと定義している。従って、1948年会社法の下でいう joint stock company は、構成員の有限責任の会社と判断せざるを得ないと思考する。

さて、元に戻って、この joint stock company (近世的株式会社) に依る現行法下登記の要件が、規定してある。構成員 (株主) であった者の名前、住所、職業の一覧表、当該 joint stock company に関する国会法、国王勅許状⁽²⁰⁾ (royal charter)、特許状 (letters patent)、取極め証書 (deed of settlement)、共同組合企業契約 (contract of copartnery)、原価帳簿規定、又は会社を構成又は規制する其他の証書、の写し、また (有限責任会社 (limited company) として登記の意図ならば)、名目株式資本、株式数、各株式の金額、最終用語として “limited” なる用語を有する会社名称、(保証会社として登記の意図ならば) 保証額決議、等を示す表示書類を、登記官吏に提出すべきである。(第384条)

これ等の構成員、取締役及び其他の明細一覧表は、2人又は以上の取締役の証明を必要とする(第386条)。登記官吏の要求次第、joint stock company に関する必要証拠を提出しなければならない。通産省の見解にて望ましくない会社名称は、会社構成員の承認に基き、変更され得る(第388条)。有限責任を以て登記する時には、“limited”なる用語が名称の一部として登記さるべきである(第389条)。⁽²¹⁾

登記時に、全ての財産、不動産及び個人財産の所有権が、会社に正式に賦与される(第391条)。会社の登記は、登記前の会社の負債及び債務、権利等に何等影響しない(第392条)。登記時の会社に依る、又は会社に対する、訴訟は、継続されることが出来る(第393条)。また、登記した会社は、取極め証書(deed of settlement)の代りに覚書(memorandum)及び定款(articles)を——特別決議に依り——代用する権限を与えられる。茲にいう「取極め証書は、共同組合企業契約(contract of copartnery)又は会社を構成又は規制する何らかの其他の証書を含むが、国会法、国王勅許状、又は特許状ではない。」(第395条(4))登記会社が解散を請願した時、この請願の提出後と解散命令の作成前の何らかの時に、会社に対する訴訟及び訴訟手続を中止又は制止する申請が債権者に依るものである場合には、会社の出資義務者に対し訴訟及び訴訟手続へ敷衍される(第396条)。解散命令がなされた場合には、会社又は会社の出資義務者に対する訴訟は開始又は進行せしめられない。但し、裁判所の許可ある時と課する条件に従ってを除く(第397条)。

斯くして、joint stock company (近世的株式会社)も、1948年会社法の下にて登記する権限を与えられているのである。現存会社に対しても、1948年会社法は同様に適用するのである(第377条)。保証会社以外の有限責任会社の場合に於ては、恰も会社が株式会社(company limited by shares)として本法の下に於て設立され且つ登記されたかの如く、同様に適用する。有限責任会社以外の会社の場合に於ては、恰も会社が「無限責任会社」として本法下に設立且つ登記されたかの如く、同様に適用する。

但し、登記日附は、Joint Stock Companies Acts 等旧法下に登記された日

附をいうと解釈される(第377条)。

「(1)the Joint Stock Companies Acts の下に於て登記された会社は、その株式をして、従来用いられて来た方法に於て、或いは会社が指示するであろう如き其他の方法に於て、譲渡せしめられることが出来る。

(2)本法第10条の下に於ける定款変更の権限は、the Joint Stock Companies Acts の下に於て設立且つ登記された無限責任会社——(筆者註。この語から見れば、1856年 Joint Stock Companies Act から1862年迄に設立された近世的株式会社(joint stock company)の中にも、無限責任の会社があったと考えられる)——の場合に於ては、それ等規程が覚書中に含まれているにも拘らず、資本の額、又はその株式への分割に関する何等かの規程を変更すべく、敷衍するものとする。」
之は、第380条の規定である。

要するに、現存会社の joint stock company (近世的株式会社)も、登記をすれば、現行会社法下の株式会社(company limited by shares)であるのである。株式会社は、現行会社法に於ては、全て company limited by shares という用語で統一されている。然し、英国法学及び経営学が株式会社という時には、corporation 又は business corporation という言葉(特に、法学に多い)、或いは limited company, company incorporated 又は単に company という言葉(特に、経営学に多い)を用い、company limited by shares という用語は条文引用の時だけである。蓋し、長くて不便であるからであろう。company という用語は、短くて便利であるからであろうが、米国に於ける corporation (株式会社)なる用語と同じ様に、英国経営学では多く用いられる。之は、単に「会社」だけを意味するのではない。例えば、借入統制規則(The Control of Borrowing Order)ないし大蔵省認可(Consent of the Treasury)等の「規則は「社団法人」("body corporate")と言うけれども、便宜上 "company" という用語が本書を通じて用いられるであろうが、之は商業会社(commercial company)の形態をとる所の社団法人に主として関係するものである。」⁽²²⁾というシムズ(B. J. Sims)の定義にも見られる通りである。limited company なる語は、株式会社として屢々経営学者及び時々法学者により用いられるが、現行会

社法用語としては有限責任会社として用い含意的に株式会社として用いられる様である。厳密な会社法の意味からは、limited by shares の外に、limited by guarantee (保証会社) が存するからである。ともあれ、現在英国経営財務論及び法学に於て、株式会社として joint stock company は用いられない。

従って、joint stock company は、現行会社法の下に於ては、前項英国企業形態に於ても論じた如く、旧諸法下の会社として——現行法下にて登記しない限り——位置するのである。本稿は英国文献のみに基いて論じたが、最後に米国の経営学者の言葉を（之は以前にも引用したが）引用してみよう。「全ての会社が joint stock company であった所の英国に於ては、なされた唯一の区別は、株主の責任に存した。会社名の後に“Limited”を有する会社は、有限責任であったし、米国の株式会社に類似的であった。それらは、莫大なる多数（の会社）を包含する。其他の会社、即ち、大部分は創立古い会社であるが、これは無限責任の特権を保有することを選んだ。⁽²³⁾」

実際に英国人は、joint stock companies を株式会社組織化する (incorporating) という「特権は現在利用可能であるけれども、英国の実業家はそれを利用するのに遅かった。今日、連合王国 (United Kingdom) に於ては、尚全て有限責任なき joint stock companies が⁽²⁴⁾多い。」

尚、joint stock company の現存会社は、前項企業形態の所に述べたので、之を参照されたい。本稿は条文の記入を除いた方が経営学論文としては恰好がいいであろうが、我国に英国現行会社法の翻訳ないし紹介は、筆者寡聞にしてない様で、その点からも条文を附した。(翻訳があつたら、御寛恕願いたい。) 次の項たる joint stock company の英国歴史は、他の機会に譲ることとする。

- (1) 例えば、B.J. Sims, Controls on Company Finance, 1958, (London), F.P. Randall, Issue, Control and Regulation of Capital, 1957, (Cambridge), B. V. Carsberg & H.C. Edey, Modern Financial Management, 1969, (Middlesex), C.C. Potter, Corporate Financial Management, 1953(London)
- (2) C.M. Schmitthoff & J.H. Thompson, Palmer's Company Law, 21 ed., (London), 1968

(3) Cmnd. 1749/1962.

(4) 「免除有限会社」(exempt private company)とは、本稿 p.29に定義した如き会社である。

(5) Board of Trade (通産省)とは、英国に於て次の如きものである。「英国の貿易及び通商に関する諸事項に携わる所の政府部門。その政治的長は、通産省長官(President of the Board of Trade) (一時「産業通商及び地域開発相」(Secretary for Industry, Trade, and Regional Development)として知られた),即ち、必ずしも今日も内閣の一員ではないけれども、通常内閣級の一大臣である。通産省は、若干は他の省、例えば、労働省(Ministry of Labour)や運輸省(Ministry of Transport)等に依り移管されたけれども、広い活動範囲を有する。通産省の商船局(Mercantile Marine department)は、商船貿易業に関する諸法の管理に対し責任がある。他の部門は、株式会社の活動を監視し、大きい町に於ては破産手続の訴訟事件に於て活動すべき破産管財人(receivers)を任命する。其他の職能は、商標及び特許権の登記や度量衡の検査者の任命を含む。時々、通産省は生産及び配給の国勢調査を試みて来た。また、外国市場に関心を有する所の輸出業者及び製造業者に情報を供給する所の海外貿易省(又は局 Department of Overseas Trade)がある。輸出信用保証局(Export Credits Guarantee Department)に依り信用が輸出業者に与えられるが、この部門は外国輸入業者に依る債務の不払に対する保険を供与する。この部門は、大ブリテン内の最も重要な市に事務所を有する。観光旅行(tourism)も又、通産省の範囲内に該当する。通産省は又、取引制限慣行の統制に対し責任がある。1966年に、通産省は、フェアフィールド(グラスゴー)株式会社(Fairfields (Glasgow) Ltd.),即ち、フェアフィールド造船所を承継する為設立された新しい会社、の普通株の半分と社債(loan stock)全部を引受けることに依り、新しい活動分野に入った。

通産省は、他の諸国に於ける外国市場及び通商状況に関する情報を与える所の雑誌を発行するが、この情報の多くは、世界の主要商業都市に駐在し且つその責任がその地域の通商状況に関する定期的報告書の作成を含む所の英国領事に依り得られるのである。』(J. L. Hanson, A Dictionary of Economics and Commerce, (London), 1969, p. 48)

米国に於ては、通産局や商品取引所ないし商工会議所を意味するようである。例えば、クラーク(D. T. Clark)及びゴットフリード(B. A. Gottfried)に依れば、「若干の市に於ては、地方商品取引所(commodities exchange)を活動せしめる所の実業家の組織的団体。例えばシカゴに於ては;商品取引所はboard of tradeとして知られている。他の諸都市に於ては、単に商工会議所(chamber of commerce)。英国に於ては、米国に於ける商務省(Department of Commerce)に匹敵する政府部門ないし省。』(D. T. Clark & B. A. Gottfried, Dictionary of

Business and Finance, 1960, p. 43)

(6) Cmd. 6659/1945

(7) 第459条(1)項及び第Ⅷ明細書参照

(8) group accounts (連結(財務諸表)会計又は集団勘定)とは、「本法第150条(1)項に依り、それに賦課された意義を有する。」(第455条)

第150条——(1)その財務年度末に、会社が子会社(subsidiaries)を有する場合には、以下に述べる如く、会社及び子会社の状態及び損益を取扱う諸勘定又は諸表(本法に於ては“group account”という)が次の以下の項に基いて、会社自身の貸借対照表及び損益計算書が、そう提出される時たる総会に於て会社に提出されるものとする。

(9) 大ブリテン(Great Britain)とは、イングランド(England)及びウェールズ(Wales)及びスコットランド(Scotland)である。参考までに、連合王国(United Kingdom)とは、大ブリテン及びアイルランド(Ireland)である。大英帝国(Greater Britain)とは、大ブリテン及び植民地の俗称である。また、エレ(Eire)とは、アイルランド自由国(Irish Free State)である。アイルランド自由国は、1921年12月6日に署名された条約に依り大ブリテンに依り独立の議会的権限を与えられた所のアイルランドの三州(Munster, Leinster, 及び Connau-ght)により形成された一国である。(Webster's New School & Office Dictionary, 1959, pp. 403, 246)之はまた、アイルランド共和国(Republic of Ireland)の旧名である。

(10) Palmer's Company Law, op. cit., p. 820

(11) Palmer's Company Law, op. cit., p. 19

(12) private company をこの場合有限会社と訳するのは誤解を来し易く正しくない。private company は別述の如く日本の有限会社に酷似する会社であるが、然し非公開(株式)会社ないし閉鎖(株式)会社(closed corporation)の意味をも有することに注意すべきである。上の場合に有限会社と訳すれば、有限会社たる株式会社となり、我国の用語では訳が分らなくなってしまう。この非公募会社ないし私的会社(private company)は、株式会社のみならず、保証会社、無限責任会社にも存するのである。有限会社たる保証会社、有限会社たる無限責任会社では、全く訳が分らなくなる。従って、private company は、「有限会社」と訳する場合(本来これである)と「非公開会社又は私的会社又は閉鎖的会社」と訳する場合の双方を用いるべきであると思ふ。

序に、注意すべきことは、private corporation 及び public corporation なる用語は、第3の意味をも有することである。即ち、私企業(会社)と公企業ないし公社という意味をも有することは、以前述べた通りである。(拙稿「株式会社の特長」駒沢大学経営学部研究紀要第2号, p. 83 C.W. Gerstenberg, Financial

Organization and Management of Business, 1955, p.p.4—5 J.H. Bonnevillie & L. E. Dewey, Organizing and Financing Business, 1949, p. 65, G. Harold, Corporation Finance, 1956, p.8, C. L. Prather, Financing Business Firms, 1961, p. 39) 英米とも、特に英国に於て public corporation, private corporation なる用語を用いる場合には、この第3の意味である。英国にては、斯様に public company と public corporation また private company と private corporation をはっきり区別して用いる様である。米国に於ては、この区別はさして厳格でない様で、非公募会社を private corporation という学者もある。(C.L. Prather, op. cit., p. 39)

以上の外に、第4の意味もある。public corporation は公的社団法人、即ち、市、郡、町、村、課税地域、道路地域 (road districts)、灌漑地域を意味することがある。国の全ての下位区分の意味である。

序でに、quasi-public corporation (準公企業乃至準公共社団法人の意味から公益事業会社)は、「公衆に対し公益事業用役 (utility service) を供与する所の株式会社で、また public service corporation, 或いは簡単に public utility と呼ばれる。それは、鉄道、ガス、電燈及び電力会社、電車及びバス路線、電話、電報、水力発電、水道、及び若干の場合には灌漑其他の株式会社である。その共通の特徴は、ある少数の場合に於ては全ての財産は会社に依り所有されるけれども、私的使用の為に公共的財産を用いる特権である。これ等は一般的に現在会社の通常の活動を規制するのみならず、均一的会計制度を規定し提供された証券発行を認可する所の公益事業用役委員会の統制下にある。」(C.W. Gerstenberg, op. cit., p. 5, J. H. Bonnevillie & L. E. Dewey, op. cit., p. 65)

(13) J.L. Hanson, op. cit., p. 384

(14) Palmer's Company Law, op. cit., pp. 34, 33

(15) J. L. Hanson, op. cit., p. 178

(16) T. E. Cain, Charlesworths' Company Law, 1968, p.2, Palmer's Company Law, op. cit., p. 2

(17) も一つの独立テレビ公社 (The Independent Television Authority) は、特殊公法 Television Act 1964 に基き設立された公企業 (公社) である。

(18) T. E. Cain, op. cit., p. 2, C. M. Schmitthoff & J. H. Thompson, op. cit., p.827

(19) 拙稿「Joint Stock Company」(駒大経営研究第4巻第1号 p. 42)

(20) 取極め証書ないし証文 (deed of settlement) については、英国歴史に於て詳細に論ずる。

(21) 但し、慈善、商業、芸術、科学、宗教、其他を促進する目的の為有限責任会社 (limited company) として形成されんとする社団 (association) は、通産省の満

足の行く証明をなすことに依り, “limited” なる用語の附加なくして有限責任会社として登記されることが出来るのである。(Companies Act 1948, S. 19(1))

(22) B. J. Sims, Controls on Company Finance, 1958 (London), p. 14

(23) W. S. Curren, Principles of Financial Management, 1970, p. 30

(24) W. B. Taylor, Financial Policies of Business Enterprise, 1956, p. 24